

鳥取県告示第7号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成22年2月21日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成22年1月8日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

1 申請のあった年月日

平成21年12月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人地域スポーツ推進協会

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

飯塚 淳

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市田島659

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、主に公立幼児施設へのスポーツ教育・講師派遣を主軸とし、幼児・青少年および障害者までを対象にした、スポーツの啓発・普及活動を行い、精神の高揚と健康の増進ならびに体力の向上を目指すとともに、スポーツ指導者の育成事業を促進することにより、地域社会全体の発展に寄与することを目的とします。

6 定款の変更事項

事業